

基準適合一般事業主認定について

当社は令和2年2月21日、愛知労働局長より女性活躍推進法第9条に基づく基準適合一般事業主認定を受けました。

●優良企業の認定（「えるぼし」認定）について

女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業として、都道府県労働局への申請にて、厚生労働大臣より認定マーク「えるぼし」が認定されました。



基準適合一般事業主認定通知書

令和2年2月21日

日本コミュニティアケア株式会社
代表取締役 山崎 健二 殿

令和元年11月20日付けの申請について、女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものであると認定しましたので通知します。

認定段階 2

【貴社において満たしている省令第8条第1項第1号イの項目】

採用	継続就業	労働時間	管理職比率	多様なキャリアコース
○		○	○	○

愛知労働局長

女性の活躍推進企業 <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用関係の整備及び女性活躍の推進を図るため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 平成30年 3月 1日～令和 3年 2月28日 までの 3年間

目標1：労働者全体に占める女性の割合と女性管理職割合との差を20%以内とする

<取組内容>

令和1年11月～

現在の役職位の仕事の役割りを見直し、新たな役割りを担う管理職位を検討する。

令和1年11月～

正規・非正規を問わず、各職員に対応したキャリアプランやキャリア形成を支援する。外部研修・資格取得・勉強会等の参加を推進し、キャリアアップを図るとともに、女性管理職の向上につなげる。

目標2：正規・非正規労働者の勤続年数の平均 2年以上を目指す

<取組内容>

令和1年11月～

働き続けながら出産、育児、子育て、介護等を行う女性職員が安心して働けるよう、相談窓口の周知及び利用できる諸制度を担当社労士も交え、個別面談により就業の継続を支援し、離職の防止につなげる。

令和1年11月～

非正規労働者への年次有給休暇取得推進の取組みや、労働時間、休日等柔軟な働き方に対応できるよう職場環境や勤務シフトの見直しを検討する。

個々のライフステージに合わせて、多様な働き方を会社としても認めていけるよう、制度整備をする。

令和2年1月～

A I C H I W I S Hの取得、求人においても働きやすい会社であることをアピールし人材確保につなげる。